

**令和 6 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業)
設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち
再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業**

公募要領

令和 7 年 4 月 3 日制定
一般社団法人 環境技術普及促進協会

補助金の応募をされる皆様へ

一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定を受け、設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業^{*1}に関する補助金を交付する事業（以下「本補助事業」）を実施します。

本補助事業の概要、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、ご熟読をお願いします。

補助事業者として採択された場合には、本補助事業の交付規程^{*2}及び実施要領^{*3}に従って手続き等を行っていただくことになります。

※1 令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業

※2 令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業交付規程（令和7年3月27日環技業(6h熱)第25032702号、令和7年3月27日EIC第70327003号）

※3 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業実施要領（令和7年2月25日付け環地温発第2502251号）

公募要領目次

1. 事業の目的と性格	1
2. 公募する事業の対象等	2
2-1. 補助事業の区分	2
2-2. 補助対象事業の要件	3
2-3. 補助対象設備	12
2-4. 補助対象外設備	14
2-5. 補助金の交付額	15
2-6. 補助事業期間	15
2-7. 補助金に応募できる者	15
3. 補助対象事業の選定	16
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項	18
4-1. 補助事業の応募申請に当たっての留意事項	18
4-2. 補助事業の実施における留意事項	21
4-3. 補助事業完了後における留意事項	22
4-4. その他留意事項	23
4-5. 事業実施のスケジュール	24
5. 応募方法について	25
5-1. 応募方法	25
5-2. 公募期間	25
5-3. 応募に必要な書類及び提出部数	25
6. お問合せ先	29
別表第 1	30
別表第 2	32
別表第 3	35
別紙	36
見積書記載例	37

1.事業の目的と性格

- 本補助事業は、「再生可能エネルギー熱利用設備」、「工場廃熱等利用設備」、「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」又は「自家消費型再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）」の導入について、一定のコスト要件を満たす場合に、その設備等導入に対して支援を行うことを目的としています。
- 本補助事業の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。
「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、本補助事業の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・本補助事業開始は、交付決定日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
- ・本補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、当協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消す場合があります。

2.公募する事業の対象等

2-1. 補助事業の区分

本補助事業は、「再生可能エネルギー熱利用設備」、「工場廃熱等利用設備」、「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」又は「自家消費型再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）」の導入について、一定のコスト要件を満たす場合に、その設備等導入に対して支援を行うことを目的とする事業であり、次の事業形態に区分される。

（1）再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業「設備等導入事業A」（以下「設備等導入事業A」という）

太陽熱若しくはバイオマス熱利用設備又は自家消費型の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）の導入を行う事業

（2）再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業「設備等導入事業B」（以下「設備等導入事業B」という）

地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱若しくは雪氷熱利用設備の導入を行う事業

（3）再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業「設備等導入事業C」（以下「設備等導入事業C」という）

工場廃熱等利用設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入を行う事業

※本補助事業を行う施設は、新設、既設のどちらでも可（ただし、評価方法は異なる。既設の場合は実績値に対するCO₂削減効果、新設の場合は想定条件に対するCO₂削減効果により評価を行う）。

※本補助事業において「工場廃熱等利用」とは、工場や事業所等から排出され、効果的に利用されていない廃熱を回収して活用することにより地域の脱炭素化を推進するものをいう。

※本補助事業において「温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入」とは、以下のいずれか又は両方をいう。

ア. 当該設備のエネルギー効率と密接な関係のある部品・部材のうち、効率低下の原因となっているものの交換を行い、当該設備のエネルギー効率を現状より改善すること

イ. 改修を行う設備等に部品・部材を付加することで、当該設備のエネルギー効率を現状より改善すること

※本補助事業において「自家消費型」とは、以下に該当する状態をいう。

- ・当該再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む需要場所において、発電電力量の30%以上を自家消費すること。又は、発電電力量の30%以上について電気事業法に基づく特定供給を行うこと。

2-2. 補助対象事業の要件

本補助事業で補助対象とする事業は、以下に示す要件をすべて満たすものとします。

(1) 設備等導入事業 A

- ① 「再生可能エネルギー熱利用設備」（設備等導入事業 A では、太陽熱又はバイオマス熱利用設備に限る）又は「自家消費型再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）」の導入を行う事業であること。
 - ② <表 5>に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。
 - ③ 「再生可能エネルギー熱利用設備」については、CO₂ 削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間の CO₂ 削減量で除した値）が<表 1>の基準を下回るものであること（コスト要件）。
- ※「補助対象経費」とは、補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費並びにその他必要な経費をいう。
- ※「耐用年数期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間をいう。
- ④ 「再生可能エネルギー発電設備」については、本補助金を受けることによる導入費用（資本費）が、<表 2>の資本費基準を下回るものであること（コスト要件）。

※「導入費用（資本費）」とは、補助対象経費から補助金相当額を差し引いたものをいう。

 - ⑤ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度又は FIP 制度による売電を行わないものであること。電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号口に定める接続供給（自己託送）による電力の供給を行わないものであること。
 - ⑥ 本補助事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。
 - ⑦ 木質バイオマスを利用する事業においては、その出所がわかるもの（由来証明書等）を提出すること。

<表 1 再生可能エネルギー熱利用設備の CO₂ 削減コスト基準>

熱源種	CO ₂ 削減コスト 〔千円／tCO ₂ 〕
太陽熱利用	73
バイオマス熱利用 (メタン発酵バイオガス利用を除く)	木質系
	農作物残渣（もみ殻、廃菌床、稻わら等含む）
	食品廃棄物（動物性残渣、廃食品油等含む）
	家畜糞尿
メタン発酵バイオガス利用	260

※ソーラーハイブリッドパネル（太陽熱+太陽光発電）は、「太陽熱利用」の CO₂ 削減効果コスト基準を適用する。

※バイオマス熱利用（メタン発酵バイオガス利用を含む）設備にあわせてバイオマス燃料製造設備を導入する場合、CO₂ 削減コストを計算する補助対象経費は、バイオマス燃料製造設備に係る経費を合算したものとする。

<表2 再生可能エネルギー発電設備の資本費基準>

電源種		資本費基準 〔千円／kW〕
陸上風力	7,500kW 未満	352
	7,500kW 以上 30,000kW 未満	316
	30,000kW 以上 37,500kW 未満	284
	37,500kW 以上	補助対象外
洋上風力		補助対象外
中小水力	200kW 未満	1,760
	200kW 以上 1,000kW 未満	1,080
	1,000kW 以上	補助対象外
地熱（温泉 熱）	15,000kW 未満	1,670
	15,000kW 以上	補助対象外
バイオマス	一般木材等利用	434
	未利用材利用(2,000kW 以上)	497
	未利用材利用(2,000kW 未満)	1,246
	建築資材廃棄物利用	491
	バイオマス液体燃料利用	139
	メタン発酵バイオガス利用	2,397

※温泉付随可燃性天然ガスコーチェネレーション及びバイオマスコーチェネレーション（熱電併給）設備は資本費基準を設けない。

※バイオマス発電設備にあわせてバイオマス燃料製造設備を導入する場合、資本費基準を計算する補助対象経費は、バイオマス燃料製造設備に係る経費を合算したものとする。

※定置用蓄電池を導入する場合、本補助金を受けることによる導入費用（資本費）は、応募申請書別紙2経費内訳における
 (「(4)補助対象経費」から蓄電池に係る金額を除いたもの) -
 (「(8)補助金所要額」から蓄電池に係る金額を除いたもの) をいう。

(2) 設備等導入事業B

① 「再生可能エネルギー熱利用設備」（設備等導入事業Bでは、地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱利用に限る）の導入を行う事業であること。

② <表5>に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。

③ CO₂削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO₂削減量で除した値）が<表3>の基準を下回るものであること（コスト要件）。

※「補助対象経費」とは、補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費並びにその他必要な経費をいう。

※「耐用年数期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間をいう。

④ 本補助事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

<表3 CO2削減コスト基準>

熱源種	CO2削減コスト 〔千円/tCO2〕
地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱利用	240

(3) 設備等導入事業C

- ① 工場廃熱等利用設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入を行う事業であること。
 - ② 工場廃熱等利用設備にあっては、ヒートポンプ、熱交換器、蓄熱タンク、その他の熱利用設備のうち事業所全体で2種類以上の設備を導入するものであること（発電設備は、単体の導入も可）。
- ※設備等導入事業Cにおける「熱利用設備」とは、工場等から排出され、効果的に活用されていない熱を回収して利用する設備をいう。
- ③ 温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入を行う事業にあっては、<表5>に掲げる要件を満たす設備を導入する事業であること。
 - ④ CO2削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO2削減量で除した値）が<表4>の基準を下回るものであること（コスト要件）。
- ※「補助対象経費」とは、補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費並びにその他必要な経費をいう。
- ※「耐用年数期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間をいう。
- ⑤ 本補助事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

<表4 CO2削減コスト基準>

熱源種	CO2削減コスト 〔千円/tCO2〕
工場廃熱等利用	136
温泉供給設備更新時の省エネ設備等	57

※工場廃熱等を利用した発電設備は、CO2削減コストの基準を設けない。

<表5 補助対象設備要件>

設備等	補助対象設備要件
1. 再生可能エネルギー熱利用設備	
太陽熱利用	<p>集熱器総面積 10 m² 以上</p> <p>※太陽集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。</p> <p>※集熱器総面積は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、m²単位の小数点以下切捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。</p>
バイオマス熱利用	<p>バイオマス依存率 60% 以上</p> <p>バイオマス依存率 = $\frac{\text{バイオマス発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$</p> $= \frac{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3\cdots} (C_m \times D_m)} \times 100$ <p>A : バイオマス利用量 (kg/h) 、複数種の場合は n=1,2,3…の総和 B : バイオマス低位発熱量 (MJ/kg) C : 非バイオマス利用量 (kg/h) 、複数種の場合は m=1,2,3…の総和 D : 非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。 ※供給熱源が当該バイオマスのみでなく複数ある場合、上記「バイオマス依存率 60%」とは、当該バイオマスのみで算定するものとする。 ※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100% とする（ただし、スタートアップ時等のバックアップ熱源は除く。）。 ※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p>

地中熱利用（地中 熱交換器、地中熱 ヒートポンプ、モ ニタリング機器、 熱応答試験等）	<p>地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 予め地中の熱交換能力を原位置試験（熱応答試験、揚水試験等）によって予測した設備であること。但し、応募に当たって原位置試験が未実施である場合は、近傍における実績値等を踏まえ適切に設備計画を行うとともに、設備導入に当たっては原位置試験を実施し、熱交換能力を予測すること。</p> <p>イ) 地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。</p> <p>ウ) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること。</p> <p>エ) 地中熱ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力が10kW以上であること（連結方式の場合は、設備全体の合算値）。</p> <p>オ) 散水方式又は地下水還元方式でないこと（下記の帯水層蓄熱システムを除く）。</p> <p>帯水層蓄熱システムについては、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 導入可能な地盤・地下水条件であるか事前に調査していること。</p> <p>イ) 全量還元するための井戸構造となっていること。</p> <p>ウ) 持続可能な熱利用のための熱影響への配慮がされていること。</p> <p>エ) 設備のモニタリングも行うこととしていること。</p>
温泉熱（温泉付隨 ガス含む）利用	<p>温泉を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 温泉施設は、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>イ) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p>
ヒートポンプ (排湯槽、ヒ ートポンプ 設備、源泉 槽、貯湯・ 蓄熱槽等)	<p>上記ア)及びイ)の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>a)温泉を熱源とする設備であること。</p> <p>b)加熱又は冷却能力が10kW以上であること。</p>

	熱交換器 (排湯槽、熱交換器、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等)	上記ア)及びイ)の他、以下の要件を満たすものとする。 a)温泉を熱源とする設備であること。
	ボイラ等 (ガスセパレータ、ガス供給設備、ボイラ等設備、貯湯槽等)	上記ア)及びイ)の他、以下のすべての要件を満たすものとする。 a)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 b)温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。 c)補助事業終了までに鉱業法（昭和25年法律第289号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。 d)鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。
河川熱利用、海水熱利用、下水熱利用		熱供給能力 0.10 GJ/h (24 Mcal/h) 以上
雪氷熱利用		冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。
2. 再生可能エネルギー発電設備		
風力発電	発電出力 37, 500 kW 未満 ※再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られるよう努めること。	
バイオマス発電 (バイオマスコージェネレーション（電熱供給）を含む)	<p>以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) バイオマス依存率 60% 以上</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> $\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス発電量の総和}}{\text{バイオマス発電量の総和} + \text{非バイオマス発電量の総和}} \times 100$ $= \frac{\sum_{n=1,2,3 \dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3 \dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3 \dots} (C_m \times D_m)} \times 100$ <p>A : バイオマス利用量 (kg/h) 、複数種の場合は n=1,2,3…の総和 B : バイオマス発電量 (kWh/kg) C : 非バイオマス利用量 (kg/h) 、複数種の場合は m=1,2,3…の総和 D : 非バイオマス発電量 (kWh/kg)</p> </div>	

	<p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。</p> <p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。</p> <p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>① 発電出力 10kW 以上</p> <p>※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。</p> <p>※再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られるよう努めること。</p>
水力発電	<p>発電出力 10kW 以上 1,000kW 未満</p> <p>※発電出力 (kW) = 水の流量 (m³/s) × 有効落差 (m) × 9.8 (重力加速度) × 水車効率 × 発電機効率</p> <p>※再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られるよう努めること。</p>

地熱発電 (温泉熱発電)	<p>温泉の熱を用いて発電を行う設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 温泉の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。</p> <p>イ) 温泉施設は、温泉法第15条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>ウ) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p> <p>エ) 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。</p> <p>※再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られるよう努めること。</p>
温泉付随可燃性天然ガスコージェネレーション	<p>上記ア)～エ)の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>a) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。</p> <p>b) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。</p> <p>c) 補助事業終了までに鉱業法に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。</p> <p>d) 鉱山保安法に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>
3. 工場廃熱等利用設備	
	特になし。
4. 温泉供給設備更新時の省エネ設備等	
設備等導入事業	<p>以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 償却資産登録されていること。ただし、償却資産登録が必要ないものについてはこの限りではない。</p> <p>イ) 現在稼働中の設備の改修であること。</p> <p>ウ) 当該設備メーカー或は当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカー或は省エネ診断実施事業者等外部の専門家による省エネ効果、省CO₂効果の説明や環境省のCO₂削減効果算出ツールによる試算結果等を添付すること。</p>

5. その他の設備

<p>バイオマス燃料製造</p>	<p>以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備を導入する場合に限る。</p> <p>イ) 導入する再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備の出力の同等以下。</p> <p>ウ) 建物等に固定される設備</p> <p>エ) バイオマス依存率 60% 以上</p> <div style="margin-left: 40px;"> $\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス (燃料) の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$ $= \frac{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3\cdots} (C_m \times D_m)} \times 100$ </div> <div style="margin-left: 40px;"> <p>A : バイオマス利用量 ($N \text{ m}^3/\text{h}$ 又は kg/h) 、複数種の場合は $n=1,2,3\cdots$ の総和</p> <p>B : バイオマス低位発熱量 ($\text{MJ}/N \text{ m}^3$ 又は MJ/kg)</p> <p>C : 非バイオマス利用量 ($N \text{ m}^3/\text{h}$ 又は kg/h) 、複数種の場合は $m=1,2,3\cdots$ の総和</p> <p>D : 非バイオマス低位発熱量 ($\text{MJ}/N \text{ m}^3$ 又は MJ/kg)</p> </div> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。</p> <p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100% とする。</p> <p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とする。</p> <p>※廃棄物の処理及び清掃に関する法律を留意すること。</p> <p>オ) メタン発酵方式の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量：100 $N \text{ m}^3/\text{日}$ 以上 ・低位発熱量：18.84 $\text{MJ}/N \text{ m}^3$ (4,500kcal/$N \text{ m}^3$) 以上 <p>メタン発酵方式以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製 造 量：固形化 150 $\text{kg}/\text{日}$ 以上 液 化 100 $\text{kg}/\text{日}$ 以上 ガス化 450 $N \text{ m}^3/\text{日}$ 以上 ・低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液 化 16.75 MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上 ガス化 4.19 $\text{MJ}/N \text{ m}^3$ (1,000kcal/$N \text{ m}^3$) 以上
------------------	--

2-3. 補助対象設備

各事業の補助対象設備は、次のとおりです。

(1) 設備等導入事業 A

- ① 再生可能エネルギー熱利用設備（太陽熱）及びそれに付随する設備

太陽熱集熱器、熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等

※ 抽出した熱を利用する室内機等は対象外

- ② 再生可能エネルギー熱利用設備（バイオマスボイラー）及びそれに付随する設備

バイオマスボイラー、熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等

※ 抽出した熱を利用する室内機等は対象外

- ③ 自家消費型再生可能エネルギー発電設備及びそれに付随する設備

発電設備、発電設備の電力を利用するための受変電設備等

※ 太陽光発電設備は対象外

- ④ 定置用蓄電池及びそれに付随する設備

定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）については、<表6>に示す補助対象となる蓄電池の条件をすべて満たすこと。

また、<表7>に示す目標価格を超える場合は、目標価格に蓄電池の容量を乗じた額を補助対象経費とする。

※ 本補助事業で導入する発電設備により発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る（保安防災のみを目的としたものは補助対象外）。

※ 定置用蓄電池の補助対象経費の算定に用いる蓄電池容量は、kWh 単位で小数点第 2 位以下を切り捨てた値（小数点第 1 位までの値）とする。

$$\text{蓄電池容量 [kWh]} = \text{蓄電池モジュールあたりの定格容量 [Ah]} \times \text{蓄電池モジュールの公称電圧 [V]} \times \text{使用する蓄電池モジュールの個数} \times (1/1000)$$

<表6 補助対象となる蓄電池の条件>

項目	補助対象となる蓄電池の条件
全般	<ul style="list-style-type: none">定置用蓄電池については、主な用途が本補助事業で導入する発電設備により発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る（保安防災のみを目的としたものは補助対象外）。据置型（定置型）であること。原則として、アンカーボルトなどで固定して設置すること。置き基礎は認められない。実証段階でないこと。
家庭用	<ul style="list-style-type: none">申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること。 https://sii.or.jp/zeh/battery/search/

<表7 目標価格>

区分	蓄電システム・機器仕様	目標価格（工事費込み） 〔万円/kWh〕
業務・産業用	20kWh以上	12.0
家庭用	20kWh未満	13.5

⑤ その他協会が適当と認める設備

(2) 設備等導入事業B

① 再生可能エネルギー熱利用設備（地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱又は雪氷熱利用）及びそれに付随する設備

熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等

※ 抽出した熱を利用する室内機等は対象外

② その他協会が適当と認める設備

(3) 設備等導入事業C

① 工場廃熱等利用設備

ア. ヒートポンプ、熱交換器、蓄熱タンク及びその他の熱利用設備並びにそれに付随する設備

※ 抽出した熱を利用する室内機等は対象外

イ. 廃熱利用発電設備及びそれに付随する設備

※ 発電設備の電力を利用するための受変電設備は補助対象

② 定置用蓄電池及びそれに付随する設備

上記(1)④と同じ

③ 温泉供給設備更新時の省エネ設備等

ア. 部品・部材の交換の例

対象部品・部材	概要
ポンプ	揚湯ポンプ、配湯ポンプ等を高効率なものに交換する。
ケーシング管	破損等でエネルギー効率が低下したケーシング管を交換し低下した効率を改善する。
制御盤	揚湯設備、配湯設備等で利用されている制御盤や制御方式を高効率なものに更新する。
貯湯槽	貯湯槽をより高効率なものに交換する。
配湯管	揚湯管及び関連部品を高効率なものに交換する。

イ. 部品・部材の追加の例

対象部品・部材	概要
断熱ジャケット	配湯管や貯湯槽に断熱材を追加する。
インバーター	各種ポンプの動力制御盤等にインバーターを付加する。
ケーシング管	破損等でエネルギー効率が低下したケーシング管に二重ケーシングを行うことで低下した効率を改善する。
温泉モニタリング装置	CO2削減効果測定等に必要となる源泉温度、湧出量等をモニタリングする装置を付加する。 ※「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」と同時導入の場合に限り対象

- ④その他協会が適当と認める設備

2-4. 補助対象外設備

各事業の補助対象外設備は、次のとおりです。

(1) 「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」以外の事業

- ① 建物
- ② 車両運搬具（トラック、タンクローリー等）
- ③ 事務用パソコン等、照明設備、家電に類するもの
- ④ 防犯設備、昇降機設備、消火設備等
- ⑤ CO2削減に寄与しない設備・機器やその周辺機器（フェンス、見える化機器等）
- ⑥ 系統からの受変電設備
- ⑦ 設置後直ちに使用される予定がない設備
- ⑧ 予備設備
- ⑨ その他協会が補助対象外設備と認める設備

(2) 「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」事業

- ① 建物
- ② 温泉供給設備以外の設備
- ③ 加温設備（ボイラー類）
- ④ 車両運搬具（トラック、タンクローリー等）
- ⑤ 器具備品（パソコンや自動販売機等）、照明設備、家電に類するもの
- ⑥ 防犯設備、昇降機設備、消火設備等
- ⑦ CO2削減に寄与しない設備・機器やその周辺機器（フェンス、見える化機器等）
- ⑧ 改修後直ちに使用される予定がない設備
- ⑨ EMS、人感センサー、明るさセンサー、室温管理センサー、トイレにおける消音設備等、対象設備の負荷低減やエネルギー効率の改善とは異なる方法（人の行動変容や当該設備の稼働時間の調整等）で省エネルギーを達成するもの
- ⑩ メーカーが定期的な更新を推奨している部品・部材の同等品との交換
- ⑪ 予備設備
- ⑫ その他協会が補助対象外設備と認める設備

2-5. 補助金の交付額

- (1) 設備等導入事業 A 補助率 3分の1（上限は1億円）
※ 2か年で実施する場合は、2か年の合計金額の上限額
- (2) 設備等導入事業 B 補助率 2分の1（上限は各年度1億円）
- (3) 設備等導入事業 C 補助率 2分の1（上限は各年度1億円）

2-6. 補助事業期間

- (1) 設備等導入事業 A 2か年以内
- (2) 設備等導入事業 B 2か年以内
- (3) 設備等導入事業 C 2か年以内

※各年度の補助事業の実施期間については、「4-2 補助事業の実施における留意事項」の「（3）補助事業の開始及び完了」を必ず参照ください。

2-7. 補助金に応募できる者

本補助事業に応募できる者は次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とします（応募する者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします）。

なお、応募する者と需要家（＊）が異なる場合は、必ず需要家と共同で応募してください。

*需要家とは、対象設備から供給されるエネルギーを消費する者をいいます。

- ア 民間企業
- イ 個人事業主（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限ります）
- ウ 地方公共団体（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限ります。それ以外の事業については、地方公共団体が需要家として当該補助事業の対象となる設備を取得しない（補助金の交付を受けない）場合は、共同事業者として申請することができます）
- エ 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- オ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- カ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- ケ 特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人等
- コ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- サ 地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業を除く）（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限ります）
- シ その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

※代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

※複数の団体による共同事業での応募の場合は、「4-1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の「（2）複数の団体による共同事業について」を必ず参照ください。

※本補助事業に応募する者は、共同事業者を含め別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者とします。

3.補助対象事業の選定

一般公募を行い、応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査(書面審査や対面ヒアリング)を行い、対象設備ごとに以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。（ア、イは必須項目、他は加点項目）

(1) 設備等導入事業Aのうち「自家消費型再生可能エネルギー発電設備」

- ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。
- イ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
- ウ 再生可能エネルギーの自家消費比率が大きいか。
- エ 事業による直接的なCO₂削減効果が高く見込まれているか。
- オ 利用する熱源の調達や確保等、ライフサイクルアセスメントの観点からCO₂排出が低いと見込めるか。木質バイオマスにおいては、国産バイオマスであるか。
- カ 災害時に蓄電池などを活用して発電電力が利用できるようになっているか。
- キ 以下のいずれかに該当しているか。
 - ・地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画にて定めた市町村の促進区域内で実施する事業である。

※該当する箇所に黄色マーカー等で示した地方公共団体実行計画の抜粋を添付資料として加えてください。

- ・温泉法に基づき環境大臣が定める国民保養温泉地内に設備を導入する。
- ・RE100／再エネ100宣言RE Actionへ参加、Science Based Targetsの認定を取得、又はTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同表明をしている。もしくは、TCFD提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告している。
- ・環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。
- ・温室効果ガス排出削減に関する目標設定をしている。
- ・デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしている。

(2) (1)以外の設備

- ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。
- イ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
- ウ 事業による直接的なCO₂削減効果が高く見込まれているか。
- エ 利用する熱源の調達や確保等、ライフサイクルアセスメントの観点からCO₂排出が低いと見込めるか。木質バイオマスにおいては、国産バイオマスであるか。
- オ 以下のいずれかに該当しているか。

- ・地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画にて定めた市町村の促進区域内で実施する事業である。

※該当する箇所に黄色マーカー等で示した地方公共団体実行計画の抜粋を添付資料として加えてください。

- ・温泉法に基づき環境大臣が定める国民保養温泉地内に設備を導入する。
- ・RE100／再エネ 100 宣言 RE Action へ参加、Science Based Targets の認定を取得、又は TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）」への賛同表明をしていることが確認できる。もしくは、TCFD 提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告している。
- ・環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。
- ・温室効果ガス排出削減に関する目標設定をしている。
- ・デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしている。

○応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますので、ご了承ください。

○審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見やお問い合わせには対応いたしかねます。

○採択した事業については、事業者名、事業実施場所を協会ホームページ等で公表します。

4.補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法及びその他の関係法令の規定によるほか、本補助事業の交付規程及び実施要領に定めるところによることとします。万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあります。

また、本補助事業が完了した後も、本補助事業で取得した設備等の適切な維持管理や効率的運用を図るなど、補助事業者が順守すべき事項がありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

4-1. 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

(1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費です。

<補助対象経費の範囲> 別表第1の第3欄を参照

本補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

<補助対象外経費の代表例>

- ・「消耗品費」など消耗品に関する経費
- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設にかかる経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
- ・建築確認申請費用、系統連系申請費用、消防署への申請費用
- ・工事会社等への振入手数料
- ・逆潮流に必要な経費（売電メーター設置費用、一般送配電事業者への負担金など）
- ・系統からの受変電に係る経費
- ・その他事業の実施に直接関連のない経費

<補助事業における利益等排除>

- ・本補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達や自社施工等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。
- ・このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。
※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

(2) 複数の団体による共同事業について

- ・補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で応募するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。

- ・この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。
- ・代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。
- ・代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。
 - ① 代表事業者及び共同事業者が「2-7 補助金に応募できる者」に該当すること。
 - ② 代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。
- ・シェアード・セイビングス方式のESCO契約又はPPA契約（電力販売契約）などにより設備導入を行う場合は、ESCO事業者あるいはPPA事業者を代表事業者とし、ESCOサービス、電力供給サービスを受ける事業者（需要家）を共同事業者とします。なお、ファイナンスリース方式により設備導入を行う場合は、リース事業者を代表事業者とし、リースを受ける事業者（PPA事業者、需要家等）を共同事業者とします。
- ・この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。
代表事業者及び共同事業者が「2-7 補助金に応募できる者」に該当すること。
 - ① 需要家が負担する費用（ESCOサービス料、PPAサービス料あるいはリース料）において補助金相当分が減額されていること。
 - ② 補助事業により導入した設備等について、耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

（3）複数年度事業について

① 複数年度事業の留意事項

- ・設備等導入事業A、設備等導入事業B、設備等導入事業Cの補助事業期間は、原則として単年度とします。ただし、単年度での実施が困難な事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳の提出を条件に2か年とすることができます。
- ・なお、翌年度以降の補助事業は、国において翌年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、翌年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。
- ・複数年度事業の場合、補助金の交付申請等は年度毎に行っていただく必要があります。事業実施期間は、原則として、各年度の交付決定を受けた日から当該年度の1月31日までとします。

② 翌年度における補助事業の開始

- ・複数年度計画で採択を受け、初年度の事業を実施した補助事業者が、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程で定める申請書を協会に提出して承認を得てください。
- ・なお、申請をいただいたからといって必ずしも承認を得られるものではありません。また、予算の範囲内の補助金交付となるため、翌年度以降の補助金額に変更があり得ますので、予めご了承ください。

③ 複数年度事業の廃止等に対する措置

- ・複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降の事業を継続しない場合には、前年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額の返

還を命ずる場合があります。

(4) 事業の公表について

応募にあたって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表＜公表を予定している情報＞に定める情報について、公表することに同意していることが必要です。

※環境省又は協会の求めに応じて公表に必要な情報及び根拠資料を提出すること。

※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。

但し、補助事業の採択を受けた事業者（発電事業者及び需要家）の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。

＜公表を予定している情報＞

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	<ul style="list-style-type: none">・売電価格の平均値及び中央値・契約期間（年数）・発電設備の定格出力及びPCS出力・供給先の電力需要施設の年間電力消費量に占める供給電力量の割合
定性情報	<ul style="list-style-type: none">・発電事業者の企業名及び契約先需要家の企業名・発電設備の住所・電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域・電力供給に係るフロー・商流
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・公表を予定する情報について、根拠となる資料（設備仕様書・電力需給契約書等）の提供を求めることができます。・その他、事業概要がわかる情報を、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、公表することができます。

(5) 災害時の対応について

- ・地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。
また、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。
- ・ヒートポンプ、貯湯槽などの補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（監修：独立行政法人建築研究所）などに準拠して設置してください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

4-2. 補助事業の実施における留意事項

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は別途定める交付規程に従います）。その際、補助金の対象となる費用は、補助事業期間内に行われる事業で、かつ補助事業期間内に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ① 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ② 補助対象経費には、国からの他の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。

(3) 補助事業の開始及び完了

補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。

事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。

補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、ご注意いただきたい点は主に以下のとおりです。

- ① 契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。

※ 補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札、見積合わせ、落札者決定等）を行うことは認めますが、その契約締結日又は発注日が交付決定日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

- ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。

- ③ 当該年度に行われた委託・請負等に対して、その年度の1月31日までに、検収並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。

※ 補助事業の完了とは、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等が完了し、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という）を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算が行われることをいいます。

(4) 補助事業の計画変更等

補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や計画変更承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

(5) 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後30日以内又はその年度の2月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。

協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額確定通知をします。

(6) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下EICという）に精算払請求書を提出していただきます。その後、EICから補助金を支払います。

(7) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間または減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4-3. 補助事業完了後における留意事項

(1) 取得財産の維持管理等

補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。

- ① 補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ② 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間を経過するまでの間、協会の承認を受けないで、処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）をすることをいう）してはならない。
- ③ 補助事業者及び共同事業者は、②の期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

(2) 余剰電力を売電する場合

施設の休業日など需要家の電力需要が大きく減少して余剰電力が発生する場合、FIT制度及びFIP（Feed in Premium）制度に該当しなければ売電することができます。

その場合、売電により得られた収入金額は、本補助事業で導入した設備等の維持管理や更新に充てるとともに、毎月ごとの売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。

(3) 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。

事業報告の際、CO₂削減量が目標値に達しなかった場合は、原因、対策等を具体的に示していただくことになります。また、CO₂削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還を求める可能性があります。

(4) 事業報告書の提出及び調査等への協力

補助事業者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式により事業報告書を環境大臣に提出してください。また、補助事業が3月31日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣に提出してください。

《例 令和7年度に事業を完了した場合》

回目	報告内容	報告期限
1回目	①事業完了日～令和8年3月31日 ②令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年4月30日
2回目	令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年4月30日
3回目	令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年4月30日

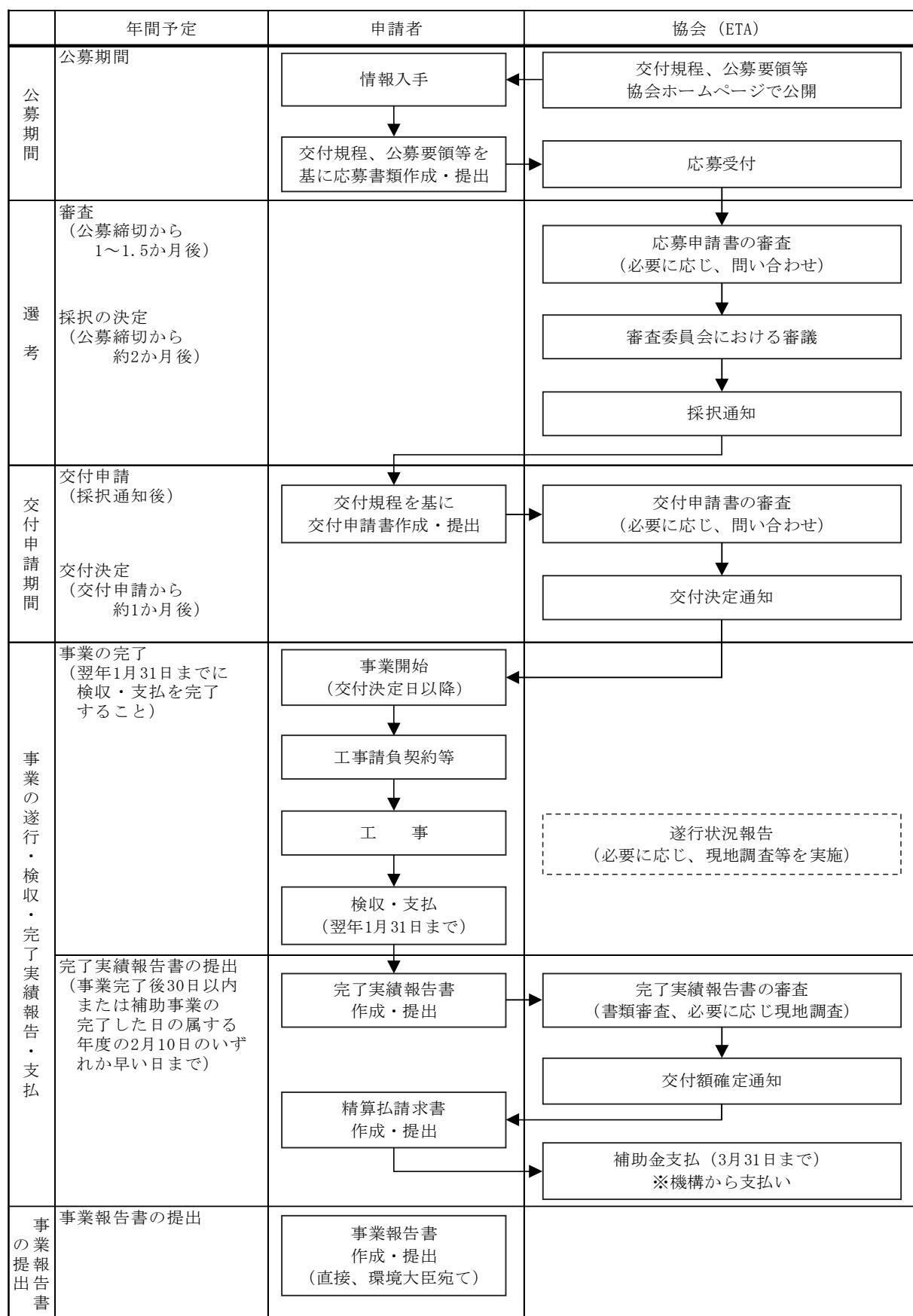
補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

補助事業者は、環境省（又は環境省から委託業務を受託した民間事業者）が必要に応じて行う情報提供依頼やアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

4-4. その他留意事項

再生可能エネルギー発電設備の設置や電力供給等にあたっては、関係法令・基準等を遵守することとともに、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力・地熱・水力・バイオマス発電）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置をとるよう努めてください。

4-5. 事業実施のスケジュール



※スケジュールは、実際の状況により変更の可能性があります。

※機関：一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC)

5.応募方法について

5-1. 応募方法

応募に必要な書類は、公募期間内に以下の方法で協会に提出していただきます。

- ① 電磁的方法による提出
- ② 電磁的方法により行うことができないとき又は電磁的記録を提出できないときは、書面による方法で提出することができます。

5-2. 公募期間

一次公募 令和7年4月3日(木)～5月8日(木)正午必着

二次公募 令和7年6月5日(木)～7月3日(木)正午必着

公募期間ごとに応募について審査を行います。なお、二次公募は、一次公募の応募状況によっては実施しない場合があります。

(注意) 受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

5-3. 応募に必要な書類及び提出部数

(1) 応募に必要な書類

応募に必要な書類及び応募様式ファイルは、以下の A～D のとおりです。

なお、提出書類チェックリスト、A-1、B-1、B-5、B-8、B-11、B-12、C-1、C-2、C-4については、協会ホームページから様式ファイルをダウンロードして作成してください。

(A-1、B-1、C-1 及び C-2 は一つのファイルとなっています)

また、別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」については提出不要ですが、応募申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。

<A.申請書関係書類>

提出書類チェックリスト

A-1 応募申請書

●補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。

<B.実施計画書関係書類>

B-1 実施計画書（設備等導入事業A、B、Cごとに記入してください）

B-2 事業実施場所の地図

●設備を設置する場所の地図（広域地図と詳細地図）と現在の利用状況が判る図面・写真等の資料を添付すること

B-3 当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・浸水被害）

●対象施設の位置が分かるように印をつけ、マップの凡例も示すこと

●事業完了までにハザードマップが改訂された場合、改訂後のハザードマップを適用しますので、ハザードマップの改訂時期を確認すること

B-4 事業の実施体制表

●事業の実施体制については、事業者と発注先の関係がわかるように図解すること

B-5 事業の実施スケジュール

- 「B-5_事業の実施スケジュール」の記入例を参考に記載すること

B-6 導入を予定している設備内容（2か年事業の場合、1年目と2年目が分かるように記載すること）

- 導入予定設備の一覧表

- 簡単なシステム図（A4 1枚程度に収めることができること）

- ・システムの導入前後の状況が容易にわかるようにまとめてください。

その際、水温（温度）と流量を記載して、熱（電気）利用の状況が具体的に分かるようにしてください。

新設の場合における導入前は、比較対象とした想定条件の図としてください。

- ・補助対象設備と補助対象外設備が分かるようにしてください。

- 配置図

- ・補助対象設備と補助対象外設備が分かるようにしてください。

着色を変えたり、補助対象設備を破線で囲ったりしてください。

- 配線・配管図

- ・補助対象設備と補助対象外設備が分かるようにしてください。

着色を変えたり、補助対象設備を破線で囲ったりしてください。

- 導入予定設備の仕様書、カタログなど

B-7 <表5>に掲げる要件を満たすことを証する根拠資料

B-8 施設での発電・発熱量とCO2排出量・削減量算出表

- 熱交換器やヒートポンプの消費電力量はもとより、ポンプや蓄熱システムの消費電力量も計算して記載してください。

B-9 CO2削減効果の算定根拠（B-8の計算の根拠資料）

- B-8に記載した数値の計算根拠を添付してください。

- 温泉供給設備更新時の省エネ設備等については、温泉設備高効率化改修に係るCO2削減効果算出ツールの結果を添付することも可能

https://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/spa_utilizing.html

B-10 投資回収年に関する根拠資料（ランニングコスト算定根拠を含む）

B-11 導入量算出表（補助対象設備を災害時に稼働させる場合のみ提出）

B-12 運用説明資料（発電設備を災害時に稼働させる場合のみ提出）

B-13 その他参考資料

- 地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する促進区域に関する資料

（詳細は、Q&A集の3-3に記載しています）

- 国民保養温泉地内への設備導入に関する資料

- 下記事項を確認できる書類

- ・RE100／再エネ100宣言 RE Actionへ参加している。

- ・Science Based Targetsの認定を取得している。

- ・TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）」へ賛同表明している。もしくは、TCFD提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告している。

- ・環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。

- ・温室効果ガス排出削減に関する目標設定を行い、公表している

- ・デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしている。

<C.経費関係書類>

C-1 経費内訳

C-2 経費内訳表

- 見積書の各金額を経費内訳表に計上すること
- 設備の購入等に要する経費は「設備費」に計上すること
- 経費内訳と見積書等の関係を明示し、電卓等で計算過程が確認できるようにすること
- 見積書や金入り設計書などから名称・数量・金額などを転記すること
- 補助対象外経費については、見積書や金入り設計書などの備考欄や余白に「補助対象外」と明記するとともに、経費内訳表に記載すること。「間接工事費」「設計費」「監理費」は「直接工事費」の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分計算すること
- 「事務費」を計上する場合は、本補助事業を行うために直接必要な事務に要する経費であることが分かる理由書（様式任意・A4一枚程度）を作成すること

C-3 見積書

- 金額の内訳が分かる書類（見積書（又は計算書）及び見積明細書）を添付すること
- 見積書
 - ・申請時に有効な見積書（押印付き）であること
 - ・見積金額に税込・税抜き等の記載があること
 - ・発行日、有効期限等の記載があること
- 見積明細書
 - ・設備費・材料費は、内容がわかるように具体的に記載すること（「一式は使用しないでください）
 - ・労務費は、計算式を記載するとともに、単価の根拠資料を添付すること
※ 単価の根拠資料 建設物価、公共工事設計労務単価表、公共建築工事積算基準など
 - ・共通仮設費・現場管理費・一般管理費など算出の根拠を明確にすること
※ 算出の根拠 公共建築工事共通費積算基準、建築施工単価など
 - ・「消耗品費」など消耗品に関する経費は補助対象外とすること
 - ・補助対象・補助対象外経費がわかるように備考欄等に明示すること
 - ・「間接工事費」「設計費」「監理費」は、「直接工事費」の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分計算すること
- 見積書（又は計算書）及び見積明細書がC-2と整合性が取れていることを確認すること

C-4 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

<D.事業者関係書類>

D-1 会社の概要

- 代表事業者・共同事業者の概要・事業内容等が分かるパンフレット等を添付すること

D-2 法人登記全部事項証明書又は代表者事項証明書

- 代表事業者の法人登記全部事項証明書又は代表者事項証明書（いずれも発行後6か月以内のものに限る）の写しを添付すること

D-3 代表事業者の財務内容に関する書類

- 代表事業者の単体ベースの直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出すること（連結がある場合は、連結決算も併せて提出すること。応募申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算、法人

の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合は、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること)

- 法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合（以下、「認可を受けている者等」という）は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること（ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない）

D-4 その他参考資料

- 借地契約書、設備設置承諾書等（応募段階では、借地契約書、設備設置契約書の提出は不要。交付申請段階では必要）
- 防災拠点であればそれを示す書面（防災計画書、協定書等）
- 【リース契約等の場合】リース契約関係資料等

（2）提出部数（書面による提出の場合）

- ア 紙媒体 1部（写真・図表などがある場合は、カラー印刷してください）
- イ 電子媒体（C D - R / D V D - R）1部

（3）注意事項

（電磁的方法による提出の場合）

- ア 提出する資料のデータ容量は十分に注意をしてください。
- イ データを圧縮する場合は、zip を使用してください。
- ウ 提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。
- エ 電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることができます。

（書面による提出の場合）

- ア （1）A～D の書類は、ホッチキス止めせずに、パンチ穴をあけてファイリングしてください。
なお、それぞれの書類の前ページに、「A-1」等と記入したインデックスを付した「あい紙」を入れてください（書類にはインデックスを直接付さないでください）。
- イ （2）イの電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。
- ウ 提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。

(4) 提出先

応募書類は、電磁的方法もしくは書面により公募期間内に下記の提出先に提出して下さい。

(電磁的方法による提出の場合)

メールアドレス : netsu_shin@eta.or.jp

件名 : 「【再エネ熱（設備等導入事業 A）応募事業者名】 応募申請」、

「【再エネ熱（設備等導入事業 B）応募事業者名】 応募申請」又は

「【再エネ熱（設備等導入事業 C）応募事業者名】 応募申請」

と記載してください。

(書面による提出の場合)

あて先 : 〒534-0024

大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル6階

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「再エネ熱（設備等導入事業 A）応募書類 在中」、

「再エネ熱（設備等導入事業 B）応募書類 在中」又は

「再エネ熱（設備等導入事業 C）応募書類 在中」

と記載してください。

※応募書類の内容を確認するため、対面や Web でヒアリング等を行う場合があります。

6.お問合せ先

公募全般に対するお問合せは、協会ホームページの「お問合せ」からお問い合わせください。

なお、資料を添付してのお問合せを希望される場合は、下記の電子メールを利用して下さい。

電子メールは、メール本文の冒頭に、応募を予定している「再エネ熱事業について」を記載するとともに、メール末尾にご担当者の連絡先（団体名、所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

<電子メールの件名記入例>

【団体名】再エネ熱事業について

<電子メールのお問合せ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第3グループ

お問合せメールアドレス : netsu_shin@eta.or.jp

別表第1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	(1) 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業「設備等導入事業A」 (太陽熱若しくはバイオマス熱利用設備※ ¹ 又は自家消費型の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）※ ² の導入を行う事業)	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億円（2か年の場合は、2か年の合計額）を超えた場合は1億円を交付額とする。</p>
	(2) 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業「設備等導入事業B」 (地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱若しくは雪氷熱利用設備※ ¹ の導入を行う事業)	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、事業期間1年度につき算出された額が1億円を超えた場合は、その年度については1億円を交付額とする。</p>

	<p>(3) 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業「設備等導入事業C」 (工場廃熱等利用設備※¹又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等※¹の導入を行う事業)</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>協会が必要と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、事業期間1年度につき算出された額が1億円を超えた場合は、その年度については1億円を交付額とする。</p>
--	---	---	-------------------	--

※1 導入設備のCO₂削減コストが過年度の環境省の補助事業の実績より一定以上低いものに限る。

※2 本補助金を受けることで自家消費型の再生可能エネルギー発電設備の導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る（ただし、同意見に反映されない急激な市場価格の変動や地域特性を考慮する場合がある）。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。

	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職

			<p>員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th><th>区分</th><th>率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>5,000万円以下の金額に対して</td><td>6.5%</td></tr> <tr> <td>2</td><td>5,000万円を超える1億円以下の金額に対して</td><td>5.5%</td></tr> <tr> <td>3</td><td>1億円を超える金額に対して</td><td>4.5%</td></tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超える1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超える1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
	役務費	通信運搬費		この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費 備品購入費			この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

見積書記載例

見積書 記入例

本紙は記入例見本であり、書式・体裁は自由。
但し、記載内容が不十分とならないよう留意すること

御見積書

見積No 2
20XX年 X月 X日

株式会社 ○○○○○ 御中

下記のとおり、御見積申し上げます。

件 名 株式会社 ○○○○○○への
配管設置工事

工事場所 △△県○○市□□町×-×

御見積金額 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(消費税抜き)

支 払 条 件

月末締め翌月払い

見 積 有 效 期 限

発行日より** 日間

株式会社 □□□□□

印

〒YYYY-YYYY

△△県○○市□□町Z-Z

見積もり作成者の
社印等を押すこと

件名は実施計画書の事業名等を引用する
などして、本補助事業の見積書であることが
わかる件名を記入すること

見積書有効期限は、応募申請提出時点で有効であること

配管設置工事

No	品名	型番	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
1	配管工事		25	m	20,000	500,000	
2	配管部材		15	m	22,500	337,500	
3	重機借り上げ代		100	時間	3,250	325,000	
4	ダクト設備設置工事費		4	人工	25,000	100,000	配管工(公共工事設計労務単価・●●県)
5	熱交換器設置工事費		8	人工	23,500	188,000	機械工(公共工事設計労務単価・●●県)
6	配管用穴あけ費用		1	回	150,000	150,000	
7	熱交換器設置工事費		2	回	5,000	10,000	
8	残土処理費		13	t	25,000	325,000	補助対象外
9	消耗品		1	式	70,000	70,000	補助対象外
10	屋内配管工事		3	人工	25,000	75,000	配管工(公共工事設計労務単価・●●県)
11	重油ボイラ撤去工事費		10	人工	23,000	230,000	補助対象外
	直接工事費計					2,310,500	
	共通仮設費					115,525	直接工事費の5%
	現場管理費					184,840	直接工事費の8%
	一般管理費					231,050	直接工事費の10%
	設計費					500,000	
	監理費					800,000	
	小計					4,141,915	
	消費税					414,192	
	合計					4,556,107	